

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 各所得税更正処分取消等請求控訴事件
国側当事者・国(京橋税務署長、静岡税務署長)
平成20年4月22日棄却・確定

判 示 事 項

- (1) 訴外A社が納税者X1、X2、X3に交付した本件金員は、他の共同相続人らの本件借地権付建物1の共有持分の対価であるから、所得税法12条(実質所得者課税の原則)の規定により、単なる名義人であった納税者らに享受すべき収益はないとの納税者らの主張が、納税者X1、X2、X3は、訴外A社から本件金員の交付を受け、これを他の共同相続人に対する本件代償金支払債務の弁済に充てることにより当該債務を消滅させたものであるから、納税者らは各人の相続分に応じて負担すべき代償金相当額の経済的利益を受けたことになるとして排斥された事例(原審判決引用)
- (2) 本件遺産分割調停においては、実質的当事者である訴外A社が共同相続人の持分を取得し、その対価として本件金員を形式的当事者である納税者X1、X2、X3を通じて他の共同相続人に支払ったものであり、所得税法12条(実質所得者課税の原則)により、単なる名義人である納税者X1、X2、X3に帰属する収益はない旨の主張が、所得税法12条は、課税の根拠となる法律関係を当事者の真意に基づいて判断すべきことを明らかにしたものと解すべきであって、そこから離れて専ら経済的な観点から課税の根拠を見出すことを許容したものではないというべきところ、本件調停において、他の共同相続人と納税者X1、X2、X3は、本件借地権付建物1を取得する代わりに他の共同相続人に対し代償金として金員を支払う旨の合意をしたものであるとされた事例(原審判決引用)
- (3) 訴外A社から納税者X1、X2、X3に交付された本件金員が本件売買契約に基づく本件各借地権付建物の対価であったと認めることはできず、また、本件売買契約が更改等によって譲渡代金増額の合意がされたことをうかがわせる証拠もないことから、本件金員に係る収入は譲渡所得であると認められず、所得税法34条1項(一時所得)にいう一時所得に当たるとされた事例(原審判決引用)
- (4) 所得税法36条1項(収入金額)に規定する「収入すべき金額」の趣旨(原審判決引用)

判 決 要 旨

- (1)～(3) 省略
- (4) 所得の帰属年度について、所得税法36条1項(収入金額)に規定する「収入すべき金額」とは、現実の収入がなくても、その収入の原因となる権利が確定した場合には、その時点で所得の実現があったものとしてその権利確定の時期の属する年分の所得課税を計算する趣旨であると解される(最高裁判所昭和53年2月24日第2小法廷判決)。

(第一審・東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、同第●●号、同第●●号、平成19年11月16日判決、本資料257号-217・順号10826)

判 決

控訴人(原審第1事件原告) 甲

控訴人(原審第2事件原告) 乙

控訴人(原審第3事件原告) 丙

上記3名訴訟代理人弁護士 荒竹 純一

後藤 千恵

北尾 隆幸

被控訴人（原審第1ないし第3事件被告）

国

同代表者法務大臣 鳩山 邦夫

処分行政庁 京橋税務署長

（原審第1、第2事件）高堂 勝己

処分行政庁 静岡税務署長

（原審第3事件）中野 好文

被控訴人指定代理人 鈴木 秀雄

塔岡 康彦

飯塚 篤

畠山 勉

出田 潤二

中山 玲子

野口 洋

塚元 修

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 京橋税務署長が控訴人甲に対し平成17年2月28日付けでした平成13年分所得税の更正処分のうち総所得金額を242万7638円として計算した額（納付すべき税額4万6400円）を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 3 京橋税務署長が控訴人乙に対し平成17年2月28日付けでした平成13年分所得税の更正処分のうち総所得金額を128万2019円として計算した額（納付すべき税額2万0600円）を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 4 静岡税務署長が控訴人丙に対し平成17年2月28日付けでした平成13年分所得税の更正処分のうち総所得金額を604万9940円として計算した額（納付すべき税額8万1200円）を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、控訴人甲、同乙及び同丙と他の共同相続人らの間における遺産分割調停において、控訴人らが相続財産である不動産等を取得し、その代償として他の共同相続人らに合計4000万円を支払う旨の調停が成立し、控訴人らが、当該不動産等の売却先の会社から4000万円を受け取って上記代償金として他の共同相続人らに支払い、平成

1 3年分の確定申告において、これを所得として申告しなかったところ、処分行政庁から、この4000万円相当分は控訴人らの一時所得に該当するとして、控訴人らそれぞれに対し所得税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をしたことから、控訴人らが、上記の各更正処分について各確定申告に係る金額を超える部分の取消し及び各過少申告加算税賦課決定処分の取消しをそれぞれ求めた事案である。

原審は、遺産分割調停において、申立人である他の共同相続人らは、不動産を代償分割の方法により代償金を受け取る意思で調停条項に合意したものであり、また、相手方である控訴人らは、代償分割の方法により不動産を取得し、その代償金として合計4000万円を他の共同相続人らに支払うことに合意したものと認められ、控訴人らは、当該不動産等の売却先の会社から上記4000万円の交付を受け、これを本件代償金支払債務の弁済に充てることにより当該債務を消滅させたものであるから、控訴人らは、各自、自らの相続分に応じて負担すべき代償金相当額の経済的利益を受けたことになるから、これらをそれぞれ控訴人らの収入金額に算入すべきことは明らかであるなどとして、控訴人らの請求をいずれも棄却した。

そこで、控訴人らがこれを不服として控訴した。

- 2 争いのない事実等、更正処分等の経緯及び所得税額等に関する当事者の主張、並びに争点及びこれに関する当事者の主張は、原判決「事実及び理由」の「第2 事案の概要」1ないし4（原判決2頁25行目から10頁13行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

- 【判示(1) ~ (4)】** 1 当裁判所も、控訴人らの本件請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、原判決「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」1ないし4（原判決10頁15行目から16頁6行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

控訴人は、当審において、控訴人ら代理人荒竹純一の陳述書（甲14号証）を追加して提出した。しかしながら、同証拠を考慮しても、上記認定を覆すに足りず、結局、控訴人らの主張は採用することができない。

- 2 以上によれば、控訴人らの本件請求をいずれも棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これをいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第7民事部

裁判長裁判官 大谷 禎男

裁判官 細野 敦

裁判官 鈴木 昭洋